

**桜井駅前暫定一時駐車スペース
貸付に伴う一般競争入札実施要領**

令和3年（2021年）4月

みどりまちづくり部 道路整備室

目 次

1 入札に際しての前提条件	
1. 入札物件	… 3 ページ
2. 貸付料及び納付方法	
3. 貸付期間	
4. 貸付料及び貸付方法	
5. 貸付物件の用途	
6. 貸付に関する制限事項	… 4 ページ
7. 貸付に伴い発生する業務	
8. 契約の解除又は変更	
9. 原状回復	… 5 ページ
10. 損害賠償	
11. その他	
2 入札に際しての基本条件	
1. 入札参加資格について	… 6 ページ
2. 入札について	
3. 開札について	… 7 ページ
桜井駅前暫定一時駐車スペース貸付にかかる仕様書	… 9 ページ

【お問い合わせ先】

〒562-0003 箕面市西小路4丁目6番1号 箕面市役所みどりまちづく部
道路整備室

TEL 072-724-6747

FAX 072-723-5581

メールアドレス（質問の送信先）

douro@maple.city.minoh.lg.jp

ホームページ（各種書類のダウンロード、質問に対する回答の掲載、
開札結果の公表）

<http://www.city.minoh.lg.jp/douro/sakuraiekimaezantei.html>

1 入札に際しての前提条件

1. 入札物件

以下の物件を貸付するための入札を行う。

物件【別紙平面図中の区域】

- (1) 施設名称 桜井駅前暫定一時駐車スペース
- (2) 構造 平面式
- (3) 所在地 箕面市桜井2丁目2地先(道路管理地)

2. 貸付料及び納付方法

- (1) 貸付料は入札により決定する。
- (2) 事業者は、貸付料を契約後に全額納付すること。
- (3) 納付期日までに貸付料を納付しないときは、納付日まで年6%の割合で計算した延滞金を加算して納付すること。
- (4) 消費税法等の改正等によって消費税額等に変動が生じた場合は、相当額を加減して納付すること。

3. 貸付期間

賃貸借期間は、契約日から令和4年（2022年）5月31日までとする。

また、契約期間については、箕面市みどりまちづくり部道路整備室（以下「箕面市」という。）が引き続き可能と判断したときは、当初契約期間から最長1年間延長できる。

4. 貸付方法

- (1) 桜井駅前暫定一時駐車スペース【別紙平面図区域】を貸し付けるものとする。
- (2) 現状有姿による貸付とする。
- (3) 賃貸借契約は、地方自治法第238条の4第2項に基づき締結する。

5. 貸付物件の用途

貸付物件の用途は、20台以上が駐車可能な時間貸し一時駐車スペースとする。（月極駐車場は不可）

6. 貸付に関する制限事項

- (1) 事業者は、貸付物件を項番5に指定する用途以外に供してはならない。
- (2) 事業者は、貸付物件上に建物を建築してはならない。
- (3) 事業者は、貸付物件を第三者に転貸し、賃借権を譲渡し、又は担保に供してはならない。
- (4) 事業者は、貸付物件を政治的用途・宗教的用途に使用してはならない。
- (5) 事業者は、貸付物件を地域住民等の生活を著しく脅かすような活動の用途に使用してはならない。
- (6) 事業者は、貸付物件を悪臭・騒音・粉塵・振動・土壌汚染など近隣環境を損なうと予想される用途に使用してはならない。

7. 貸付に伴い発生する業務

- (1) 整備工事
 - ア. 別紙仕様書「2. 整備工事内容」に記載する整備を行うこと。
 - イ. 整備工事費はすべて事業者の負担とする。
- (2) 管理運営
 - ア. 別紙仕様書「3. 管理運営内容」に記載する業務を行うこと。
 - イ. 管理運営に要する経費（維持管理費、消耗品費、光熱水費、通信費、保険料等）は、すべて事業者の負担とする。
(必要経費の償還請求はできない。)

8. 契約の解除又は変更

- (1) 次のいずれかに該当するときは、契約を解除し、又は変更することがある。ただし、ウ. の場合は解約に限る。
 - ア. 箕面市において、貸付物件を公用又は公共用に供する必要が生じたとき。
この場合において、契約を解除又は変更するときは、箕面市は、2か月前までに事業者に通知するものとする。
 - イ. 事業者が、賃貸借契約書又は本実施要領の条項に違反したとき。
 - ウ. 応募資格の詐称等不正な手段によって賃貸借契約を締結したとき。
- (2) (1) ア. により契約を解除又は変更したことにより事業者に損失が生じたときは、事業者は、箕面市に対してその補償を求めることができる。
- (3) 事業者は、(1) イ. 及びウ. により契約が解除されたときは、その契約解除日から1か月以内に、当初契約期間満了日までの基本契約貸付料を契約違約金として一括納入すること。変更の場合もこれに準じ、箕面市が契約違約金の額を算出するものとする。

9. 原状回復

- (1) 事業者は、契約期間が満了するときは、その満了日までに貸付物件を原状に復し、箕面市の確認を受けて返還すること。
- (2) 事業者は、項番8により契約が解除されたときは、その解除日から1週間以内に貸付物件を原状に復し、箕面市の確認を受けて返還すること。
- (3) 上記(1)(2)いずれの場合においても、箕面市が現状有姿での返還を承認した部分はこの限りではない。この場合において、事業者は、当該部分にかかる有益費の請求をすることができない。

10. 損害賠償

- (1) 事業者は、自らの責めに帰する理由により貸付物件の全部又は一部を滅失もしくは毀損したときは、それにより生じた損害について、箕面市が算出した金額を損害賠償として支払わなければならない。
- (2) 前項の場合において、貸付物件を直ちに原状に復したときはこの限りではない。
- (3) 前2項に定めるほか、一時駐車スペースの管理運営に伴って発生する利用者及び近隣住民並びに箕面市にかかる損害については、事業者の責任と負担をもって迅速に対応すること。
- (4) 本契約にかかるリスクに対応する損害保険に必ず加入すること。

11. その他

本実施要領及び別紙仕様書に記載のない事項については、事業者と箕面市で双方誠実に協議し決定するものとする。

2 入札に際しての基本条件

1. 入札参加資格について

入札参加資格は、次に掲げる要件をすべて満たす法人とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第12条に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに箕面市競争入札参加資格審査の申請を行い、資格要件を有すると認められた者は除く。
- (3) 応募書類の提出時において、箕面市競争入札参加者指名停止要綱（平成8年箕面市訓令第2号）に基づく指名停止又は箕面市建設工事等暴力団対策措置要綱（昭和62年9月1日施行）に基づく指名除外（以下「指名停止」という。）を受けていない者であること。
- (4) 国税、地方税を滞納していないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行っている団体ではないこと。

2. 入札について

(1) 入札等のスケジュール

項目	時期
入札実施要領等の配布	令和3年4月12日～4月16日
質問の受付	令和3年4月12日～4月16日
質問に対する回答	令和3年4月20日
入札	令和3年4月26日
開札	令和3年4月26日
契約締結	令和3年4月30日
設備機器設置	令和3年5月上旬～5月中旬
事業開始	令和3年5月中旬

(2) 入札実施要領等の配布

配布期間：令和3年4月12日（月）～4月16日（金）

配布時間：午前8時45分から午後5時15分まで

配布場所：大阪府箕面市西小路4丁目6番1号

箕面市役所別館5階 みどりまちづくり部道路整備室

※箕面市ホームページからもダウンロード可。

配布書類：桜井駅前暫定一時駐車スペース貸付に伴う一般競争入札実施要領

桜井駅前暫定一時駐車スペース平面図

入札書（様式）

(3) 質問について

本実施要領に関する質問については、任意様式にて電子メールで送付すること。メール送信後、受信確認のために道路整備室へ電話（072-724-6747）が必要。質問に対する回答は、箕面市ホームページに掲載する。

受付期間：令和3年4月12日（月）～4月16日（金）

回答予定：令和3年4月20日（火）

(4) 入札

入札書（様式）に必要事項を記載し、記名押印の上直接持参すること。

（郵送等不可）

受付期間：令和3年4月26日（月）午後3時00分～午後4時00分まで

受付場所：箕面市役所別館5階 みどりまちづくり部道路整備室

(5) 留意事項

- ・入札金額は、物件の令和3年5月1日から令和4年5月31日までの13ヶ月の貸付価格を表示すること。
- ・入札者は、入札書（様式）の書き換え、引き替えまたは撤回をすることはできない。
- ・入札に関して必要となる経費は、応募者の負担とする。
- ・落札後の賃貸借契約は、入札書（様式）に記載された名義で行う。
- ・現地説明会は実施しない。現地確認を希望する場合は個別に案内するので、電話にて連絡すること。（TEL:072-724-6747）

3. 開札について

(1) 開札

日時：令和3年4月26日（月） 午後4時15分

場所：箕面市役所別館5階みどりまちづくり部道路整備室

開札は、入札者立ち会いのもとで行う。入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務担当課の箕面市職員を立ち合わせる。開札に立ち会わなかった場合は、開札の結果について異議を申し立てることはできない。

(2) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア. 入札参加資格がない者のした入札

イ. 入札者の記名押印のない入札又は記入事項の判読できない入札

ウ. 入札金額を改ざんし、又は訂正した入札

エ. 記載事項の訂正、削除、挿入等をした場合において、その訂正印のない入札

オ. 同一入札について入札者又はその代理人が二以上の入札をしたときは、その全部の入札

カ. 同一入札について入札者及びその代理人がそれぞれ入札をしたときは、その全部の入札

キ. 指定の期日までに提出しなかった入札

ク. 入札に関する事項を記載せず、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

ケ. 委任状の提出のない代理人のした入札

コ. その他入札の条件に違反した入札

(3) 入札の中止または延期

不正な行為が行われるおそれがあると認められるとき、又は入札の実施が困難となる特別の事情が生じた場合は、入札を中止又は延期することがある。

(4) 落札者

落札者は、最高の価格をもって入札した者とし、入札立ち会い者全員に氏名及び落札金額を発表する。

(5) くじによる落札者の決定

前記(4)に該当する者が2人以上あるときは、開札後くじ引きにより落札者を決定する。

(6) 開札結果の公表

開札結果は、落札者の名称及び貸付金額を箕面市ホームページ上で公表する。

(7) 入札保証金

入札保証金は不要。

**桜井駅前暫定一時駐車スペース
貸付にかかる仕様書**

令和3年（2021年）4月

みどりまちづくり部 道路整備室

1. 本仕様書の位置づけ

本仕様書は、桜井駅前暫定一時駐車スペース貸付に伴う一般競争入札実施要領（以下「実施要領」という。）と一体をなすものであり、事業者が当該物件を使用するに際し、箕面市みどりまちづくり部道路整備室（以下「箕面市」という。）が要求する内容を示すものである。

2. 整備工事内容

(1) 事業者は、次の整備をすること。

- ア. 別紙平面図中の区域内で、自動料金精算機械式一時駐車スペース（大型車不可）を整備すること。
- イ. 市は別紙平面図区域内を砕石仕上げし、区域外周を公道と区分けした状態で事業者へ引き渡すため、それ以降のロープによる駐車区画ラインの区分けや設備の設置は事業者で整備すること。
- ウ. 夜間照明設備及び駐車料金等を明示する表示看板等を設置すること。
- エ. 一時駐車スペースから出入するために必要な安全対策を十分に講じること。
- オ. 地域で開催される夏祭りの期間（2日間程度：15時～24時）は前面道路が通行止めとなる。夏祭り期間は、祭り開催の場として、地域に一時駐車スペースの開放および区域外周の公道との区分けの撤去・復旧を行うこと。
- カ. その他一時駐車スペース運営上、必要な整備は箕面市と協議の上、事業者で整備すること。

(2) 整備工事にかかる留意点

- ア. 通行する歩行者等の安全に配慮すること。
- イ. 敷地周辺住宅の環境を損なわないように配慮すること。
- ウ. 整備工事内容については、箕面市と詳細協議をすること。
- エ. 敷地と公道との境界の整備にあたっては、道路使用許可を取得し、工事に着手すること。
- オ. 整備工事の際、関係機関との調整、許認可が必要なときは手続きのうえ着手すること。
- カ. 廃棄物の適正処理等の関係法令を遵守すること。
- キ. 工事に伴い、近隣住民その他第三者と事故が発生しないよう、安全への配慮を行うこと。また、近隣からの問合せや苦情に対し、誠意を持って対応すること。
- ク. 整備工事を行うときは、現場に必ず整備工事責任者名及び連絡先を掲示すること。連絡体制を明確にしておくこと。

3. 管理運営内容

事業者は、次のとおり管理運営すること。

ア. 通年無休24時間で稼働すること。

イ. 自動料金精算機等の一時駐車スペース設備の保守、料金の回収、消耗品の補充等を行うこと。

ウ. 自動料金精算機は、千円紙幣及び硬貨(500円、100円、50円及び10円)が使用できるものとする。

エ. 自動料金精算機には、電話又はインターホンを設置し、事故発生時に一時駐車スペース利用者に対して直接対応すること。

オ. 機器故障等の事故については、速やかに現場に到着できる体制を整えること。

カ. 定期的に除草、清掃、散水等を行うこと。

キ. 設置した設備の管理を適正に行うこと。

ク. 管理運営に当たっては周辺環境に配慮し、管理運営に伴って発生する利用者及び近隣住民にかかる事故及び苦情については、事業者の責任と負担をもって迅速に対応すること。

ケ. 貸付計画を変更しようとするときは、事前に書面をもって箕面市の承認を受けること。

4. 駐車料金

(1) 駐車料金は、事業者からの提案に基づき、箕面市の承認をもって設定する。ただし、箕面市が下記(2)の条件が満たされていないと判断したときは、契約期間中であっても、箕面市と事業者は協議の上、駐車料金を変更するものとする。

(2) 駐車料金の設定については、路上駐車対策として設けるという意図に基づき、最初の20分を無料とし、それ以降の料金は近傍駐車場の料金等を考慮し、円滑な利用を阻害するおそれのない金額の範囲で設定すること。

(3) 定期利用貸付は行わないこと。

5. 報告及び実施調査等

(1) 箕面市は、貸付物件の使用状況について随時に実地調査し、又は必要な報告を求めることができる。

(2) 事業者は、前記の報告を怠り、又は調査を拒んではならない。

(3) 前項の調査又は報告に基づき、箕面市は事業者に対して、施設の適正な維持管理等のために是正等を指示することができる。